

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に定められている
地域公共交通網形成計画記載事項の概要

記載事項	概要
①基本的な方針	計画が目指すべき将来像と、その中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の方向性を定めます。また、まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理します。
②計画の区域	当該地域の交通圏の範囲を基に計画の区域を設定します。
③計画の目標	①の基本的な方針に即して目標を設定します。
④事業・実施主体	目標達成のために提供されるべき公共交通サービスの全体像・具体的なサービス水準を定めます。併せて、その実現に必要な事業・実施主体を整理します。
⑤計画の達成状況の評価	達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針を立てます。
⑥計画期間	原則5年程度ですが、地域の実情に合わせて設定しましょう。
⑦その他	その他、基本方針に基づき記載すべき事項があれば記載してください。

※地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画作成のための手引き [入門編]より